

ホテル大阪屋宿泊約款

(適用範囲)

第1条

1 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに調達する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。

2 当ホテルが、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条

1 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1)宿泊者名
- (2)宿泊日及び到着予定時刻
- (3)宿泊料金

(4)その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の继续を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を

限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、

お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賃借金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

1 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることができます。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを認めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものに限ります。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

1 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1)宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2)満室(員)により客室の余裕がないとき。

(3)宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団等反社会勢力」という。)である場合。

(4)宿泊しようとする者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合。

(5)宿泊しようとする者が、法人でその役員のうちに暴力団員に該当する物のあるもの。

(6)宿泊しようとする者が、宿泊に關し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(7)宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす行動をした場合。

(8)宿泊しようとする者が、当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要請行為を行い、または合規的範囲を超える負担を要求した場合。

(9)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(10)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(11)福島県旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

1 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間超過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条

1 当ホテルは、次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することができます

(1)暴力団等反社会勢力。

(2)暴力団員たは暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体。

(3)法人での役員のうちに暴力団員に該当する者のあるもの。

(4)宿泊しようとする者が宿泊に關し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあるとき。

(5)他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす行動をした場合。

(6)当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要請行為を行い、または合規的範囲を超える負担を要求した場合。

(7)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められる場合。

(8)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(9)福島県旅館業法施行条例の規定する場合に該当するとき。

(10)宿泊での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規定の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

(宿泊の登録)

第8条

1 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1)宿泊客の氏名、電話番号、住所及び職業

(2)外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国年月日

(3)出発日及び出発予定時刻

(4)その他、当ホテルが必要と認める事項。

2 宿泊客が第12項の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等に交換する方法により行おうとするときは、予め、前項の登録時にそちらを提示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条

宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は午後4時から午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることができます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 午後12時までは室料金の30%

(2) 午後3時までは室料金の70%

(3) 午後4時以降は室料の100%

(利用規則の遵守)

第10条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規約に従っていただきます。

(営業時間)

第11条

当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他施設との詳しい営業時間は備付のパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等で案内いたします。

(1) フロント・サービス時間：イ 門限 午後11時

ロ サービス 午後11時迄

(2) 飲食等(施設) 酒樂 四ツ角 2階

6:00～PM11:00(PM10:30オーダーストップ)

朝食 AM7:00～AM9:30

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

(料金の支払)

第12条

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロント会計において行っていただきます。

3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条

当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を話し合いの上賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条

当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊客施設を斡旋するものとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できることについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(委託物等の取扱い)

第15条

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品等については、滅失、毀損等の障害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホ

テルは、その障害を話し合いの上賠償します。

2 宿泊客が、当ホテル内にお持ちになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントのお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の障害が生じたときは、当ホテルはその損害を話し合いの上賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条

宿泊客の手荷物が、宿泊客に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前にフロントが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際に渡します。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間以内に最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては全条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第17条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの委託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任します。

(宿泊客の責任)

第18条

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

内 訳		
宿泊客 が支 払 う べ き 総 額	宿泊料金	基本料金(室料(又は室料+朝食料))
	追加料金	飲食料(又は追加飲食(朝食以外の飲料))及びその他の利用料金
	税金	イ. 消費税 ロ. 特別地方消費税

別表2

契約解除の通知 を受けた日		不泊	当日	前日	9日前	20日前
契約申込人数						
一般	14名まで	100%	80%	20%		
団体	15～99名まで	100%	80%	20%	10%	
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

(注) 1%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、1日分(初日)の違約金を收受します。

3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引受けした場合にはそのお引受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人數については、違約金はいただけません。また、15名未満の一部について取消があった場合も違約金はいただけません。